平成２７年（フ）第２号
福岡県久留米市野中町1104番地１　クレセントハイム203号
債務者　佐藤　彰男
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３８号
東京都町田市図師町730番地１　１－104
債務者　中山　偉夫
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２７号
栃木県大田原市加治屋94番地254　レオパレススティール202号室、前住所栃木県河内郡上三川町大字上三川4723番地１　パレーナ紅葉103
債務者　白根　正貴
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８号
栃木県宇都宮市山本２丁目９番14号　サンツヤマモトＣ202、前住所栃木県宇都宮市岩曽町1380番地４
債務者　根本　栄子
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９号
栃木県宇都宮市平松本町1128番地３
債務者　鈴木香代子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０号
栃木県栃木市岩舟町静戸491番地４
債務者　斉藤　悦子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１４号
愛知県田原市赤石４丁目97番地
債務者　最上　哲男
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２１５号
愛知県田原市赤石４丁目97番地
債務者　最上美津江
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２１号
愛知県豊橋市曙町字若松131番地　Ｂ－101
債務者　前林　利幸
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月13日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２５号
岡山市南区福吉町13番６号
債務者　瀬田　稔也
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０号
岡山県玉野市宇野２丁目41番34号
債務者　髙橋　豪幸
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月28日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４０５号
神奈川県茅ヶ崎市香川１丁目30番28号　ＹＣ茅ヶ崎北部、申立時の住所千葉市美浜区真砂５丁目46番４号　ＮＴ303号
破産者　三橋　幸雄
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５３８号
千葉県船橋市二和東１丁目10番11号
破産者　岡本　茂身
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８８１号
千葉県浦安市海楽１丁目８番29号　ハミールキク　101、開始決定時の住所千葉県浦安市日の出１丁目３番12―501号　海風の街
破産者　岩井　幸志
1　決定年月日　平成27年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５８号
千葉県市川市入船６番24号
破産者　株式会社クリーンタグチ
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８６０号
千葉県船橋市新高根５丁目４番４号、開始決定時の住所千葉県船橋市高根台７丁目15番12号　レオパレスレイルサイド高根台203号
破産者　飯田　江美（旧姓越川）
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１８９８号
札幌市手稲区新発寒５条２丁目１番18号
破産者　クィーン・コーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７８号
埼玉県鴻巣市袋1071番地１
破産者　吹上工業団地協同組合
1　決定年月日　平成27年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係